

入 札 心 得

岩手中部水道企業団
改正 令和2年8月6日

(目的)

第1 この心得は、岩手中部水道企業団（以下「企業団」という。）の契約に係る競争入札を行う場合における入札参加者の入札手続等に関する一般的な注意事項を定めるものである。

なお、この心得に定める事項のうち、岩手中部水道企業団条件付一般競争入札施行要領その他定めがあるときは、その定めるところによる。

(入札)

第2 入札参加者は、企業団から指示された設計図書（図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書を含む。以下、同じ。）その他契約締結に必要な条件を検討のうえ、入札しなければならない。この場合において設計図書について疑義があるときは、質問書により回答を求めることができる。

2 入札参加者は、入札書を入札に付する事項ごとに作成し、公告等に示された入札の日時及び場所において提出しなければならない。

3 入札参加者は、入札書を封筒に入れず、2つ折りにして提出するものとする。

4 入札参加者は、代理人をして入札させるときは、その委任状を持参させなければならない。

5 入札参加者又は入札参加者の代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理人をすることはできない。

(入札の辞退)

第3 入札参加者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。

2 入札参加者は、入札を辞退するとき、その旨を次の各号に掲げるところにより行うものとする。

(1) 入札執行前には、入札辞退書を入札事務関係職員に提出するものとし、郵送の場合は、入札日の前日までに到達させるものとする。

(2) 入札執行中には、入札辞退書又はその旨を明記した入札書を、入札を執行する者に直接提出して行う。

3 前項の規定により提出された書類は、提出後、撤回することはできない。

4 入札を辞退した者は、これを理由として以後の入札参加について不利益な扱いを受けるものではない。

(公正な入札の確保)

第4 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）に違反する行為を行ってはならない。

2 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。

3 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

(入札の取りやめ等)

第5 入札の執行に際して、天災、地変その他やむを得ない事由が生じたときは、その執行を延期し、又は取りやめることができる。

2 入札参加者が連合し、又は不穩の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

3 指名競争入札において、入札参加者が1者のみの場合は、入札参加者が1者であることを確認した時点で入札を取りやめる。ただし、第13に規定する再度入札においては、この限りではない。

(入札保証金)

第6 岩手中部水道企業団契約規程（以下「規程」という。）第6条第2号に規定する要件を満たすものは、入札保証金を免除する。

(入札書の記載金額)

第7 入札書に記載する金額は、アラビア数字で表示し、金額の頭には「¥」記号を記入又は、代表者印鑑（代理人による入札については、代理人使用印鑑）を押印するものとする。

2 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額に課される消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する金額を除いた金額を入札書に記載する。

3 前各号によらない記載方法を用いる場合は、別途指示する。

(入札の無効)

第8 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 競争に参加する資格を有しない者のした入札
- (2) 委任状を持参しない代理人のした入札
- (3) 記名押印を欠く入札
- (4) 金額を訂正した入札
- (5) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- (6) 明らかに連合によると認められる入札

- (7) 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、2人以上の代理をした者の入札
- (8) 一定の資本関係又は人的関係のある複数の者のした入札
- (9) 錯誤による入札
- (10) 修正可能な筆記具の使用による入札又は修正液等で訂正した入札
- (11) 企業団が指定した様式以外の入札書を使用した入札
- (12) その他入札に関する条件に違反した入札

(入札会場の規律)

第9 入札参加者は、入札会場において入札事務関係職員の指示に従わなければならない。

2 入札会場での飲食、携帯電話の使用及び私語等の行為を禁止する。

(入札書の取扱い)

第10 提出された入札書の取扱いは、次の各号に定めるところにより行うものとする。

- (1) 提出された入札書の書換え、取換え又は撤回は認めない。
- (2) 提出された入札書は、返却しない。
- (3) 提出された入札書は、必要に応じ、公正取引委員会及び警察に提出する場合があります。

(開札)

第11 開札は、入札の終了後、直ちに当該入札場所において入札者を立ち合わせて行う。

2 開札の傍聴を希望する者は、開札を傍聴することができる。

(落札者の決定)

第12 入札を行った者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

(再度入札)

第13 開札をした場合において、各人の入札のうち予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、直ちに再度の入札（以下「再度入札」という。）を行う。

2 入札を辞退した者、入札に遅参した者又は無効の入札をした者は、再度入札に参加できない。

3 再度入札は、2回を限度とし、この限度内において落札者がいないときは、入札を不調とする。

(同価格の入札者が2人以上ある場合の落札者の決定)

第14 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札をした者にくじを引かせて落札者を定める。なお、入札者は、くじを引くことを辞退できない。

2 前項の場合において、くじ引きに参加できない者があるときは、これに代わって当該入札事務に関係のない企業団職員にくじを引かせるものとする。

(契約書等の提出)

第15 契約書を作成する場合においては、落札者は、契約担当者から交付された契約書に記名押印し、落札決定の日から7日以内に、これを契約担当者に提出しなければならない。

2 落札者が前項に規定する期間内に契約書を提出しないときは、落札はその効力を失う。

3 契約書の作成を要しない場合においては、落札者は、落札決定後すみやかに請書その他これに準ずる書面を契約担当者に提出しなければならない。

(契約保証金)

第16 落札者は、契約金額（単価による契約においては、契約金額に予定数量を乗じて得た額、月額による契約においては、契約金額に総月数を乗じて得た額とする。）の100分の10以上の契約保証金を、契約書提出前に納付しなければならない。ただし、次に掲げる場合においては、その全部又は一部の納付を必要としない。

(1) 落札者が保険会社との間に企業団を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。

(2) 契約の相手方から委託を受けた保険会社と工事履行保証契約を締結したとき。

(3) 過去2年間に企業団、国又は地方公共団体と種類及び規模を同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなる恐れがないと認められるとき。ただし、建設工事及び建設関連業務を除く。

(契約保証金に代わる担保等)

第17 第16の規定による契約保証金の納付は、規程第24条各号に掲げる担保の提供によりこれに代えることができる。

(履行保証保険証券の提出)

第18 落札者は、企業団を被保険者とする履行保証保険契約を締結して契約保証金の全部又は一部を納付しないこととする場合においては、当該履行保証保険契約に係る保険証券を提出しなければならない。

(契約保証金の納付方法)

第19 契約保証金は、企業団の発行する納付書により、契約書提出前に、当該納付書に記載された場所において納付しなければならない。

2 前項により契約保証金を納付する者は、落札後速やかに企業団に報告するものとする。

(前金払の対象)

第20 建設工事の前金払は、契約金額が130万円を超えるもの、建設関連業務の前金払は契約金額が50万円を超えるものを対象とする。

(前金払の請求)

第21 前払金を請求しようとするときは、公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第5条の規定に基づき登録を受けた保証事業会社と当該工期を保証期間とする同法第2条第5項に規定する保証契約を締結し、その保証証書を企業団に提出しなければならない。

（前金払に関する別記条項）

第22 第19から第21に定めるもののほか、前金払については、入札条件及び別記条項に定めるところによる。

（部分払）

第23 部分払は、原則として行わない。ただし、翌年度以降にわたる工事又は企業団が必要と認める工事については除く。その場合において、契約書にその内容を明記する。

（中間前金払の対象）

第24 建設工事の中間前金払は、契約金額が130万円を超えるものを対象とする。ただし、部分払（年度末により行うものを除く。）を受ける場合は、中間前金払を受けることはできない。

（中間前金払の請求）

第25 中間前払金を請求しようとするときは、次の各号に掲げる要件をすべて満たすものとする。

- (1) 工期の2分の1を経過していること。
- (2) 工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。
- (3) 既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が請負代金の2分の1以上の額に相当するものであること。

（中間前金払についての前金払の規定の準用）

第26 第21の規定は、中間前金払について準用する。

（中間前金払に関する別記条項）

第27 第24から第26に定めるもののほか、中間前金払については、入札条件及び別記条項に定めるところによる。

（異議の申立）

第28 入札をした者は、入札後、この心得及び設計図書についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

（契約締結の留意事項）

第29 落札者の決定後、契約締結までの間に落札者（共同企業体の場合は、その構成員も含む。）が、次の各号のいずれかに該当した場合は、契約を締結しない。

- (1) 岩手中部水道企業団建設工事等の競争入札における指名停止措置基準に基づき、企業団から指名停止を受けた場合

- (2) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当した場合
- (3) 入札公告又は入札説明書等に掲げる入札参加資格の要件を満たさなくなった場合又は満たさないことが判明した場合
- (4) 法令等違反が明らかになり、企業長が契約の相手方としてふさわしくないと認めた場合